

大阪市告示第426号

区役所（区役所出張所を除く。以下同じ。）の執務時間を、次のとおりとする。

令和 7 年 3 月 26 日

大阪市長 横 山 英 幸

令和 4 年大阪市告示第376号（区役所の執務時間）による区役所の執務時間について、令和 7 年12月28日を除く。

（市民局区政支援室区行政制度担当）